

ページ	正	誤																																												
100	<p>(参考) 上場対象となる議決権種類株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">上場会社</th> <th colspan="2">未上場会社</th> <th rowspan="2">上場市場</th> </tr> <tr> <th>単独上場</th> <th>普通株式と同時上場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議決権の少ない株式</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>本則第一部・第二部市場・マザーズ市場・JASDAQ市場(注2)</td> </tr> <tr> <td>議決権の多い株式</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無議決権株式(注1)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		上場会社	未上場会社		上場市場	単独上場	普通株式と同時上場	議決権の少ない株式	×	○	×	本則第一部・第二部市場・マザーズ市場・JASDAQ市場(注2)	議決権の多い株式	×	×	×		無議決権株式(注1)	○	○	○		<p>(参考) 上場対象となる議決権種類株式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">上場会社</th> <th colspan="2">未上場会社</th> <th rowspan="2">上場市場</th> </tr> <tr> <th>単独上場</th> <th>普通株式と同時上場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議決権の少ない株式</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>本則第一部・第二部市場</td> </tr> <tr> <td>議決権の多い株式</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>マザーズ市場 JASDAQ市場(注2)</td> </tr> <tr> <td>無議決権株式(注1)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		上場会社	未上場会社		上場市場	単独上場	普通株式と同時上場	議決権の少ない株式	×	○	×	本則第一部・第二部市場	議決権の多い株式	×	×	×	マザーズ市場 JASDAQ市場(注2)	無議決権株式(注1)	○	○	○	
	上場会社			未上場会社			上場市場																																							
		単独上場	普通株式と同時上場																																											
議決権の少ない株式	×	○	×	本則第一部・第二部市場・マザーズ市場・JASDAQ市場(注2)																																										
議決権の多い株式	×	×	×																																											
無議決権株式(注1)	○	○	○																																											
	上場会社	未上場会社		上場市場																																										
		単独上場	普通株式と同時上場																																											
議決権の少ない株式	×	○	×	本則第一部・第二部市場																																										
議決権の多い株式	×	×	×	マザーズ市場 JASDAQ市場(注2)																																										
無議決権株式(注1)	○	○	○																																											
189	<p>2 新規上場時に必要となる費用 -略- <u>(注) 新規上場申請に係る公募又は売出しの際にオーバーアロットメントによる売出しを実施し、かつ、上場後にグリーンシェーアオプションに係る第三者割当増資が行われた場合には、その第三者割当増資における割当株式数に応じた「新株の上場に係る料金」(後掲)が必要となります。</u></p>	<p>2 新規上場時に必要となる費用 -略-</p>																																												

なお、308 から 311 ページ及び 348 から 349 ページに掲載している「支配株主等に関する事項」及び「非上場の親会社等の決算情報」については最新版を以下の東証ホームページに「支配株主等に関する事項、非上場の親会社等の決算情報(記載要領)」として掲載しています。

東証 HP トップページ>上場を検討の皆様へ>提出書類フォーマット> J A S D A Q
http://www.tse.or.jp/listing/b_listing/format/jq.html

以上